

高齢者福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

高齢者福祉に関する事業・制度について検討する。

介護予防生活支援事業、福祉サービス業務等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、保健福祉制度の充実に努める。

独自制度の内容に差異があるものは、高い水準に統一することが多い。一つの団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

3 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

高齢者福祉については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

岐阜県山県市（平成15年4月1日新設合併）

国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。

各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度とし、市全体で実施するよう調整するものとする。

高齢者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施するものとする。

愛媛県南宇和合併協議会（平成16年10月1日目標 新設合併）

高齢者福祉業務については、原則として合併時に統一するものとする。

5町1村同一の事務処理をしているものは、現行のまま引き継ぐものとする。

1町のみ実施業務は従来の実績を考慮し、その制度の目的が効果的に達成されるよう調整に努めるものとする。

他の制度が活用できるものについては、廃止の方向で検討する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第20条の8

市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
高齢者拠点及びサービス							地域老人の相談に心 じ、健康の増進と教 養の向上を図り、健 康で明るい生活を営 ませる活動拠点とす る	高齢者の健康づく り、生きがいづくり の活動を行う拠点施 設として高齢者多目 的ホールを設置し、 世代間交流活動や文 化・スポーツ活動等 の各種事業を展開す ることにより、健康 増進・介護予防を推 進する		新市に移行後、速やかに調 整する。 ・事業を実施している村と 事業内容及び施設の調整が 必要である。
高齢者の生きがいと健康づく り推進事業						高齢者がスポーツを 通じて、健康の保持 と親睦レクレエー ションによる生きが いを高め地域住民の 理解、協力を深め、 高齢者福祉の増進を 図る ・いきいきシルバ ースポーツ大会			廃止の方向で調整する。 ・16年度で事業が完了する ので廃止する。	
ホームヘルプサービス事業	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、軽易な生活 援助サービスを提供す る。 ・外出時の援助 ・食事・食材の確保 ・寝具等大物の洗濯 ・生活上の助言等	在宅の一人暮らし高 齢者等の世帯に対し 人材を派遣して日常 生活上の援助を供与 する。 ・食事・食材の確保 ・家の周りの手入れ ・軽微な家具・電気 器具の修繕 ・薬の配達	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗 髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の 障害のため日常生活 を営むのに支障があ る高齢者等の属する 家庭に対し日常生活 の援助を行う。 ・身体介護 ・家事 ・相談及び助言 ・外出時における移 動の介護	合併時に、新たに制度等を 制定する。 ・県の補助事業であり、継 続して実施を行いサービ ス内容や利用料の調整をす る。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
生きがいデイサービス事業	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所により各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練 ・入浴サービス ・給食介護 (負担割合) 国1/2県1/4市1/4	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所により各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練 ・入浴サービス ・給食介護 1週間に1回 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	介護保険制度のサービスの対象とならない高齢者及び身体障害者に対し、介護予防や日常生活上の支援を行い、要介護状態への防止し、在宅の自立生活が維持できるように教養講座や高齢者スポーツ活動、園芸、陶芸等の創作等を行う 対象者 65歳以上 (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・園芸・陶芸等 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	在宅の高齢者で、家にとじこもりがちなる者に対して、町デイサービスセンターで日常動作訓練や趣味活動等の各種サービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 1回300円 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	要介護認定の結果自立と判定された60歳以上の一人暮らし老人等で、家にとじこもりがちなる者(委託先) 社会福祉法人のぞみ園デイサービスセンター(内容) ・教養講座(健康いきが活動) ・高齢者スポーツ ・手芸、木工、絵画等 ・日常動作訓練 ・給食サービス ・入浴サービス 1回300円 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	介護の対象とならない高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所による各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	介護の対象とならない高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所による各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	介護の対象とならない、家にとじこもりがちなる高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることを予防する(内容) ・給食サービス ・入浴サービス ・日常動作訓練 ・趣味創作活動等 委託 村社会福祉協議会 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちなる者に対し、通所による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防する(内容) ・給食サービス ・入浴サービス ・日常動作訓練 ・趣味創作活動 1回500円 委託 村社会福祉協議会 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村で委託料や利用料に違いがあり調整する
ねたきり老人介護手当支給事業	在宅の要介護老人の介護者に対し、老人介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図る (支給)月額6,000円	町内に居住する在宅ねたきり老人、又は重度痴呆老人を介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額5,000円	65歳以上のねたきり老人・重度痴呆老人を在宅で3ヶ月以上介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額6,000円	町内に居住する在宅ねたきり老人、又は重度痴呆老人を介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額8,000円	在宅ねたきり老人又は重度痴呆老人を長期にわたり介護している者に対し、老人介護手当を支給する(支給)月額5,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、ねたきり者等の福祉の増進を図る (支給)月額4,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、ねたきり者等の福祉の増進を図る (支給)月額5,000円	在宅のねたきり老人又は、重度痴呆老人の介護者に対し、手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに在宅福祉の増進を図る (支給)月額3,000円	在宅のねたきり老人又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに在宅福祉の増進を図る (支給)月額5,000円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村により、支給対象者や支給額が違つため制度等を検討する。
高齢者生活福祉センター運営委託事業						高齢者のため、独立して生活すること不安がある者に対し、居住施設を提供することにより自立生活の助長と安全衛生上の配慮、さらに社会的孤立感の解消を図る 短期入所1日3,000円 委託社会福祉協議会		一人暮らしの高齢者等居宅において生活に不安のある者に対し、日常生活の介護、援助、各種相談、及び援助を行う委託 社会福祉協議会	高齢者の心身の健康を保持しふれあいを深めるとともに、高齢者及びその介護家族に対する介護支援居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者福祉の増進を図る委託 社会福祉協議会	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・団体によって、条例・要綱等が違い整理が必要である。
高齢者福祉施設管理	老人の教育の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供し、もって老人の健康及び福祉の増進を図る	老人に対して各種の相談に応じると共に健康増進、教養の向上及びレクリエーション並びに集會等に供する(資格) 65歳以上の老人 身体障害者手帳の交付を受けた者					高齢者に対して、各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する	福祉施設をつねに良好な状態において管理し、地域住民の福祉相談、健康相談、講習会、集會、保育、授産等保健福祉その他生活環境の改善を積極的に増進する	高齢者の心身の健康を保持しふれあいを深めるとともに、高齢者及びその介護家族に対する介護支援居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者福祉の増進を図る	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村によって、施設の規模・実施内容・使用料等に差があり検討が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業										
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
老人保護措置事業 (入所者の措置費請求)	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2市1/2	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・国の基準において実施しており、継続して実施する。
移送費助成事業			通院介助は、身体的に自力で歩行できない者及び家庭的に、自宅又は身近に通院介護のできる親類がいない者に送迎サービスを行う 委託先 入来町社会福祉協議会							合併時に、入来町の例により調整する。 ・1町の実施であるが、今後の高齢者福祉施策として必要である。	
老人クラブ活動等補助	単位老人クラブに補助金を交付することにより高齢者の生きがい活動に資する ・老人クラブ連合会活動 会員数3960人 単位老人クラブ 73 国1/3県1/3市1/3	単位老人クラブに補助金を交付することにより、高齢者のいきがい活動に資する 会員数515人 老人クラブ 11 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援する 会員数654人 老人クラブ 12 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動に対して補助金を交付 会員数463人 老人クラブ 10 国1/3県1/3町1/3	単位老人クラブ活動の高齢者相互支援活動に対し補助 会員数1,196人 老人クラブ 15 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動に対して補助金を交付 会員数575人 老人クラブ 5 国1/3県1/3村1/3	老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面から支援する 会員数900人 老人クラブ 7 国1/3県1/3村1/3	村老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する 会員数530人 老人クラブ 8 国1/3県1/3村1/3	老人クラブの年間行事計画に基づき補助金を交付 会員数314人 老人クラブ 2 国1/3県1/3村1/3	合併時に、川内市の例により調整する。 ・各地域の老人クラブ連合会で補助金等が違うので、同一条件の補助で調整する。	
敬老事業	高齢者に対して、その長寿を祝福し敬老金又は特別敬老金を支給する (祝金) 88歳20,000円 99歳30,000円 100歳以上50,000円 (特別敬老金) 100歳の誕生日100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 80歳以上85歳未満 3,000円 85歳以上90歳未満 5,000円 90歳以上 10,000円 100歳到達者 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 居住年(未満は施設入所者対象) 80歳~89歳3,000円 90歳以上10,000円 100歳到達者100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 居住年(未満は施設入所者対象) 80歳以上85歳未満 1年以上 5,000円 1年未満 2,000円 85歳以上90歳未満 1年以上 6,000円 1年未満 3,000円 90歳以上 10,000円 1年未満 5,000円 100歳到達者 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (敬老年金) 75歳から79歳3,000円 80歳から84歳4,000円 85歳から89歳5,000円 90歳から99歳10,000円 100歳到達者100,000円 (記念品) 100歳到達時20,000円 91歳以上6,000円 90歳到達10,000円 80歳から89歳2,000円	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝して長寿をお祝いする 式典・昼食 婦人会や幼稚園 保育園児の芸能発表 90歳以上 シーツ・寝巻き・祝菓子	長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を図るために敬老年金を支給 (敬老金) 80歳以上5,000円 90歳以上10,000円 (年金)120,000円 米寿 記念品8,000~9,000円	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝し、長寿をお祝いするために開催 ・70歳以上 弁当・お菓子 ・90歳以上 弁当・お菓子・記念品・毛布 ・100歳 弁当・お菓子 記念品 15,000~20,000円 祝金100,000円	長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を図るために敬老年金を支給 (年金) 80歳到達者から 10,000円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・事業内容について、生きがいサービス事業に取り込めないが今後検討する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
生きがい活動支援通所事業 (事業運営)			在宅の虚弱老人及びねたきり老人等に対し通所により各種サービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図る (内容) おおむね65歳以上 ・生活指導 ・日常動作訓練 ・養護 ・健康チェック ・送迎 ・入浴サービス ・給食サービス 1回700円							新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・事業内容について、生きがいディサービス事業に取り込めないか今後検討する。
シルバー人材センター事業	高齢者の能力を生かし活力ある地域づくりに資するため、シルバー人材センターに対して補助する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負、高齢者の生きがいの充実、福祉の推進を図る おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負、高齢者の生きがいの充実、福祉の推進を図る おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者の就業の機会を開拓、就業の場を提供することにより、高齢者に生きがい作りを推進しながら、健康で活力を提供する おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することによって、社会参加を促進し生活の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者の就業の機会を開拓、就業の場を提供することにより、高齢者に生きがい作りを推進しながら、健康で活力を提供する 60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することによって、社会参加を促進し生活の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することにより、社会参加を促進し、生活感の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等		現行のまま新市に引き継ぐ。 ・国の基準により実施しており、今後も継続して行う。
金婚式		結婚50年戦中戦後の困難を克服され、夫婦協力され円満な家庭を築き、さらに社会のために尽くし今日の日本を再建に貢献された方々に対しお祝いをする 委託 町社会福祉協議会			結婚50年目を迎えられた夫婦並びに結婚後配偶者を亡くされ現在1人の方を対象に大正・昭和・平成の激動の時代を強く生き抜かれ、家庭の繁栄と郷土の発展に大きく寄与された功績やご苦労に対し深い敬意と感謝を表すため金婚式を催す料理・記念品・記念写真	長年にわたり二人で社会の発展向上に貢献された夫婦に対し金婚式を祝う記念品	長年にわたり社会の発展に貢献された老人に対して長寿を褒賞し、併せて村民の敬老精神を高める記念品			廃止の方向で調整する ・市町村によって、実施していないところがあり、新市になった場合、広範囲での実施は困難である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
いきいき100歳の店運営事業	高齢者の生きがい対策の一つとして技能等を生かした作品の販売などをとおして活躍できる地域社会を目指す ・店借上料・電気代・電話代									新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・今後において、シルバー人材センターの事業として統合できないか検討して行く。
独居老人声かけ事業		独り暮らし老人に対し、乳酸飲料を支給し、声かけを行うことにより、健康管理及び安否の確認に役立てる 75歳以上の独居老人		独り暮らし老人に対し、乳酸飲料を支給し、声かけを行うことにより、健康管理及び安否の確認に役立てる 70歳以上の独居高齢者						新市に移行後、速やかに調整する。 ・市町村によって、ライオンズクラブやもしびグループなどボランティア団体で実施しているところと、在宅福祉アドバイザー事業へ統合しているところがあり調整が必要である。
独居老人給食サービス事業									一人暮らしや虚弱な高齢者に食事を提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者の自立した食生活の維持や安否の確認など在宅福祉の推進を図る	廃止の方向で調整する。 ・給食サービスだけの提供であれば、他のサービス事業で対応する。
配食サービス	在宅の虚弱な高齢者宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う 対象者 ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦とも65歳以上の二人暮らしの虚弱な高齢者 1日1人2食 昼食夕食 国1/2県1/4市1/4	在宅一人暮らしや夫婦暮らしで、虚弱な高齢者及び重度身体障害者等の日常生活に支障のあるものに対して配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者 日曜日・年末年始 1食350円 国1/2県1/4町1/4	一人暮らし、夫婦暮らし及び身体障害者等で、日常生活に支障のある者に対して配食を行い、福祉給食を行うことにより、食生活の改善と健康増進並びに孤独感の解消を図る ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者 ・1日1回(昼食・夕食) 1食400円・365日・1日2食 国1/2県1/4町1/4	在宅の虚弱な高齢者宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善、孤独感の解消を行う ・75歳以上の一人ないし二人暮らしの虚弱な高齢者世帯 ・毎週水曜日(年末・年始除く) (昼食)200円 単独事業	在宅一人暮らしや夫婦暮らしで、虚弱な高齢者及び重度身体障害者等の日常生活に支障のあるものに対して配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・おおむね65歳以上の高齢者 ・週6日 夕食分1回300円 国県3/4町1/4	在宅の虚弱な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善及び孤独感の解消を図るとともに、安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者で ・1日1人(昼食・夕食) ・1食300円夕食400円 国1/2県1/4村1/4	在宅の一人暮らしの虚弱な高齢者65歳以上の高齢者、身体障害者の家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、毎日配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者で ・1日1人(昼食・夕食)2食 ・昼食300円夕食400円 国1/2県1/4村1/4	ひとり暮らしや虚弱な高齢者等に食事を提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した食生活の維持や安否の確認など在宅福祉の推進を図る ・70歳以上一人暮らしの虚弱者 ・夫婦とも70歳以上 虚弱者 1日1人2食 昼食・及び夕食	在宅の虚弱老人及びねたきり老人に対し通所及び訪問の方法により各種サービスを提供することにより、老人の自立生活の助長、社会的孤独感の解消及び維持向上を図る ・65歳以上の虚弱者 ・65歳未満の初期痴呆者 ・身体障害者 1日1回 400円 単独事業	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・各市町村で実施しており、条例・利用料・委託料がそれぞれ異なり一定期間置いて調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
福祉機器・用具の貸出		入院、施設入所者が居宅に一時的に帰省する際に、車いす等の福祉用具を貸し出し、介護者の介護負担の軽減を図る ・貸し出し期間 2週間以内								廃止の方向で調整する ・1町のみの実施であるが、他のサービス事業で統合する等の検討を行う。
地域ケア推進事業	高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総括的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る	高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総括的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る	高齢者のニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、福祉、介護保険事業等に係る各種サービスを総合的に調整、推進する		要介護認定などの情報を活用し、自立や要支援となった者等について「介護予防・生活支援」の観点から、介護保険外のサービスを提供するため、保健福祉に係る各種サービスを総合的に調整、推進する					合併時に、川内市の例により調整する。 ・国の基準においての実施のため問題はないように思われる。 ・各市町村で構成・実施方法が違つう。
在宅介護訪問指導	基幹型在宅支援センター訪問指導嘱託員による高齢者の訪問指導			老人保健法に基づき、在宅看護士2人で高齢者の訪問指導						現行のまま新市に引き継ぐ。 ・在宅介護訪問指導を基幹型(市直営)在宅介護支援センター職員が行っているため地域型へ移管できないか検討する。
住宅改造費助成事業	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3市1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3		在宅の要援護高齢者及び重度身体障害者に対して、その者の居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することによって日常生活の向上を図る(事業内容) 廊下、階段、浴槽、洗面所、寝室、居室、玄関外部、台所、便所、脱衣所、その他在宅での日常生活の向上に資する設備 県1/3 村1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の援護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要援護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援 要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3村1/3本人1/3	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・助成対象者の要件等の調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業										
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
高齢者ふれあいサロン事業		介護保険の対象外となるおおむね65歳以上の独居老人等を対象に自立的生活の助長、孤独感の解消を図る 町社会福祉協議会 レクリエーション・ 談話・ゲーム・公民館施設清掃、健康チェック・健康体操・生活相談等		概ね65歳以上の高齢者を対象に自立的生活の援助・孤独感の解消を図る 町社会福祉協議会の事業の支援(経費的な部分と人的支援) 事業内容 レクリエーション・講話・健康体操等							新市に移行後、速やかに調整する。 ・社会福祉協議会で実施しているところと、町から補助金を出しているところがあり調整する。
さざらし会館管理運営事務					さざらし会館の管理運営業務の委託(使用料) ・老人・障害者・寡婦 1階休養室230円 2階広間 150円 ・一般人 1階休養室300円 2階広間 150円 ・小人 1階休養室150円 2階広間 120円 ・入浴料 大人 150円 小人 80円					現行のまま新市に引き継ぐ。 ・現在ある施設なので、現行のとおりとする。	
高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業	高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため高齢者がはり、きゅう、マッサージ、あんま又は指圧の施術を受けた場合に施術料の一部を助成する 65歳以上の者 1日1回以内 1年60回以内 1回700円	高齢者の健康保持のために行う鍼、灸治療費の一部を助成する 65歳以上の者 1枚600円 1月5回まで	高齢者の健康保持のために行う、はり・きゅう治療費の一部を助成する はり患者(末しょう神経疾患及び運動器疾患) 60歳以上 1日1回1年30回以内 1回600円	高齢者の健康の保持の増進を図り、もって福祉の向上に資するため、はり、きゅう又はマッサージの施術を受けた場合にその施術料の助成を行う 60歳以上の者 1年間 60枚 1枚 600円	老人に対して、はり、きゅう施術費の助成を行うことにより、老人の健康保持と保健の向上に寄与し、もって老人福祉の増進を図る 1回500円 1月3枚					合併時に、新たに制度等を制定する。 ・継続事業として実施するが、助成金や対象者等が異なり調整が必要である。	
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の要介護老人に対し、その受けた寝具の洗濯、乾燥等の料金の一部を助成する。 (利用券)1枚 1,000円 1人 年7枚限度 (費用負担) 国1/2県1/4市1/4		老衰、心身の障害者及び傷病等に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを提供する。 各1枚 年2回 (費用負担) 国1/2県1/4町1/4	高齢で寝具の管理が十分できない一人暮らしに対し、寝具類の洗濯、乾燥消毒のサービスを提供する。 年2回 (費用負担) 国1/2県1/4町1/4	老衰、心身の障害及び傷病者等に対し、寝具の洗濯、乾燥消毒のサービスを提供する。 1年 2回 (費用負担) 国1/2県1/4町1/4					合併時に、新たに制度等を制定する。 ・委託先や利用料など実施方法を調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
老人健康教育事業				高齢者ひとり一人 が健康で快適な生活 を営むことができる ように、生きがいづ くりと健康増進につ いての研修と、ふれ あいによる仲間づく りを推進する。 (対象者)65歳以上 高齢者 講演会講師謝金・参 加賞・昼食代・参加 人数 80人 講演会・レクレ ーション(なんこ大会 カラオケ大会 特技 披露など)	高齢者の健康保持及 び増進、交通安全、 防犯を学習し、人生 の中で生きがいを見 だし、健康づくり の大切さに対する自 覚の高揚を図る。 (対象者)60歳以上 負担金1人700円 (内容) 健康教室・健康教育 ・血圧測定・心配ご と相談・交通安全や 防犯等の講話・昼食					新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。
緊急通報システム	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4市1/4	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4町1/4	在宅のひとり暮らし 高齢者に対し、急病 や災害等の緊急通報 装置を無償で給付す る。 65歳以上のひとり 暮らし世帯 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者等に対し、急病 や災害時連絡用の緊 急通報装置を貸与す る。 利用者負担金有り (所得税の状況によ る) 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 70歳以上 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や 災害等の緊急通報装 置を無償で貸与す る。 65歳以上 国1/2県1/4村1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4村1/4	在宅のひとり暮らし老人 の健康と安全の確保の ため緊急通報装置を設 置する。 70歳以上 国1/2県1/4村1/4		新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。 ・システムが異なっており 調整が必要である。